

## 第1 研究の目的

近時、精神障害者が重大犯罪を犯す事例に対する国民の関心が高まり、平成15年7月、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が成立した。

同法律では、重大犯罪5罪種（殺人、傷害・傷害致死、放火、強姦・強制わいせつ、強盗）を犯したものの、精神障害により、①不起訴処分において心神喪失者・心神耗弱者と認められた場合、②心神喪失を理由として無罪の判決を受けこれが確定した場合、③心神耗弱を理由とする必要的減軽により執行猶予付体刑等の判決を受けこれが確定した場合につき、検察官の申立てにより、裁判所が審判を開き、裁判官が医師である精神保健審判員と協議の上、対象者に対して入院・通院等の決定を行い、さらにこの合議体が、退院許可・入院継続・再入院等の決定も行うという制度を新設した。

精神障害者が、重大犯罪を犯すに至る原因・背景は、個別事件により様々であり、その者の置かれた生活ないし居住環境、近親者等保護監督者の有無、事件の具体的な経緯、犯行当時の精神障害の内容・程度、それまでの治療状況、犯行時の医療環境、及び以前の刑事処分の内容等々多種多様の要素が複雑に絡み合っており、それを簡明かつ一義的に解明するには相当な困難があると言わざるを得ない。また、犯罪を犯した精神障害者の再犯可能性については短期的にはともかく、長期的予見は困難であるとの批判もある。しかしながら、現実に重大犯罪を繰り返し犯した再犯精神障害者のグループを抽出し、重大犯罪5罪種の類型ごとに分類・対比しつつ、多角的観点から統計的に分析することで、犯罪の実態を数値的に明らかにするとともに、「平均的的重大再犯精神障害者犯罪者像」を描き出すことができ、それと同時に、再犯につながりやすい要因等について推論する手掛かりを得るための客観的なデータを提供できるのではないかと思料された。

そのような観点から、本職らは、今回、検察庁で保管する刑事記録から重大再犯を犯した精神障害者の事件を抽出し、犯罪の実態・特徴を表すのに適当と思われる観点、さらには再犯可能性に関連性があるのではないかとと思われる観点から多面的に光を当て統計的分析を行うことにしたものである。

なお、本稿中意見・評価にわたる部分は筆者らの個人的見解にすぎないことをお断りしておく<sup>(註1)</sup>。

---

(注1) 精神障害者の再犯可能性の司法精神医学の観点からの研究としては、山上皓氏の「精神分裂病と犯罪（金剛出版）」という緻密かつ広汎で興味深い先行研究があり、今回の研究を行うに当たっては、同研究論文から深い示唆を受けた。法務総合研究所としても20年以上前に精神障害者犯罪の研究（「精神障害犯罪者に関する研究—その実態と再犯要因の分析を中心として—」1983年法務総合研究所研究部紀要26第2分冊。山上氏をはじめ多数の精神医学者が参加して、各精神障害種別に、精神医学的見地からの詳細な分析を行っており、この種研究においては、金字塔的研究と言えるものである。）を行っているが、本研究は、近年のより新しい資料に基づき、重大犯罪再犯者に絞って、さらに新しい視点をも加味して、より多角度からの分析を試みたものである。

## 第2 研究の方法

### 1 研究対象の選択

平成7年1月1日から同11年12月31日までの5年間に、法務省刑事局に報告のあった①重大犯罪5罪種(殺人, 傷害・傷害致死, 放火, 強制わいせつ・強姦, 強盗(未遂を含む。))を犯し, ②不起訴処分において, 精神障害により, 心神喪失者ないしは心神耗弱者(その疑いのある者を含む。)と認められたか, 第一審判決において心神喪失で無罪ないしは心神耗弱で減刑を受けた者についての事件数が下記のとおり, 合計2,070件あったが, この中から, ③上記の重大犯罪による刑事処分の対象となった犯罪の着手時点(複数の重大犯罪を犯している場合は, 最初の犯罪着手時点)から遡って10年以内に重大犯罪を犯したことによる刑事処分を受けた前科歴のある者(但し, 少年時の家裁送致の非行歴及び成人の嫌疑不十分ないし嫌疑なしによる不起訴処分前歴を除く。<sup>(注2)</sup>)で, かつ, ④傷害については, 最終刑事処分となる前科歴の犯行時(再犯時)において凶器(用法上の凶器等単なる道具を用いたものも含む。)を用いて犯行を行った場合に対象者を限定した<sup>(注3)</sup>。

そして, 対象者を, 殺人群(最終の刑事処分の際に裁判所ないし検察官から, 殺人ないし殺人未遂を犯したと認定された者), 放火群(殺人群に該当する場合を除き, 最終の刑事処分の際に放火ないし放火未遂を犯したと認定された者), 強盗群(前2群に該当する場合を除き, 最終の刑事処分の際に強盗・強盗未遂・強盗致傷を犯したと認定された者), 強制わいせつ・強姦群(前3群に該当する場合を除き, 強制わいせつ・強姦ないしはその各未遂・致傷を犯したと認定された者, 以下「強わい・強姦群」という。), 傷害・傷害致死群(前4群に該当する場合を除き, 最終の刑事処分の際に傷害ないし傷害致死を犯したと認定された者, 以下「傷害・致死群」という。)の5群に分類して, 5群全体と各群についてそれぞれ分析することとした。

研究対象者数は表1のとおりで, 殺人群が38名, 傷害・致死群が50名(うち傷害致死は2名), 放火群が34名, 強わい・強姦群が19名, 強盗群が22名, 全体で合計163名である。

---

(注2) 前回の刑事処分が行われてから10年以内に再犯に着手した者に対象を限定したものである。但し, 起訴された場合については刑事処分を第一審判決宣告時点にとらえているので, 控訴・上告をしているため確定時期が遅れた場合には, 刑を受ける時期が相当後になっていることになる。なお, 10年以内に重大犯罪の非行歴のみしかない場合を除外したのは, 少年刑事記録は家庭裁判所保管で, 検察庁では保管しておらず, 調査が事実上困難であったことによる。また, 嫌疑不十分及び嫌疑なしを理由とする不起訴を除外したのは, 犯罪を犯した証拠がないあるいは不十分なものを対象とするのは不適当だからである。

(注3) 傷害罪一般を対象とせず, 凶器使用の場合に限定したのは, 一般的に素手での傷害行為であれば, 危険性が低く軽微であることが多く, 精神障害者であろうとなかろうと罰金か起訴猶予程度の処理で終わることが比較的多いと思われ, 殺人・放火・強盗・強制わいせつ・強姦といった法定刑に懲役刑しかない重い罪と同列に論じるのは不適当と思われたからである。

表1 刑事局への報告件数及び本件研究対象人数

	総件数	10年内 前科歴有 (件数)	10年内 重大前科歴有 (件数)	本研究対象 (人数)
総 数	2,070	592	262	163 <sup>(注4)</sup>
殺 人	709	109	43	38
放 火	462	105	40	34
強 盗	149	70	26	22
強わい・強姦	87	42	23	19
傷 害 致 死	74	11	2	2
傷 害	623	268	131	
(うち凶器使用)	310	114	58	48 <sup>(注5)</sup>

注 法務省刑事局の資料による。

## 2 研究方法

### (1) データ抽出の方法

#### ア 調査事項の検討とデータシートモデル作成

予め、前記各群の実態・特徴や再犯可能性の要因を明らかにするのに有用と思われる点を検討して調査事項を決定した上、調査のためのデータシートモデルをエクセルで作成した。

#### イ 資料の準備

前記基準に該当する最終重大前科歴に関する刑事確定記録及び不起訴記録を選別し、これを「再犯」記録<sup>(注6)</sup>として本研究の基礎資料とし、さらに、再犯に最も近接した重大前科歴を「直近重大前科歴1」と名付けて、「直近重大前科歴1」から「直近重大前科歴5」まで最大5件分の重大前科歴に関する記録等で残存するものを補助資料として収集・準備した<sup>(注7)</sup>。

(注4) 表1の総件数、10年内前科歴有りの総件数、10年内重大前科歴有りの総件数とその各下欄の各犯罪類型別の件数の合計とは、一致しないが、これは、この各欄においては、本件研究対象者数を算定する場合と異なり、1件に複数の重大犯罪が含まれている場合にも、重複計算を避けず、各犯罪類型それぞれに件数として計上したためである。

(注5) 10年以内に非行歴しかなかった者や嫌疑不十分による不起訴分を除外していること、1人で10年以内に複数の重大前科歴を有している者があったこと等のため、件数よりも研究対象者数の方が少なくなっている。

(注6) ここで言う「再犯」とは、刑法56条1項にいう再犯(刑執行終了から5年以内に犯行に着手した場合)とは異なり、重大犯罪を犯して刑事処分を受けたが10年以内に再び重大犯罪を犯すに至ったという意味である。なお、重大犯罪が同種であるか否かは問わないので、最終刑事処分が殺人である、「殺人群」に属する再犯者であっても、直近重大前科が殺人であるとは限らず、放火・強わい・強盗・傷害の場合もあり得る点には注意が必要である。

(注7) 直近1, 2, 3, 4, 5の順に再犯から時期が離れていくことになる。本研究では、重大前科歴が6回以上ある者もいたが、大半は5回以内であること、時期を遡るほど記録が廃棄されている確率が高く(確定記録の場合は、宣告刑の長短にもよるが、懲役刑であっても最短5年で保管期間が徒過する(刑事確定訴訟法2条, 別表)。また、不起訴記録の場合も、心神喪失や起訴猶予による不起訴の場合は、事件事務規程により保存期間が原則5年とされている。), 資料収集にも難があることから、直近5まで遡るのにとどめることとした。補助資料として収集したものとしては、確定記録・不起訴記録のほか、判決謄本、鑑定書等の参考資料がある。

## ウ 元データシート資料の作成

前記資料を精査し、データシートに文字で該当事項を記入することにより、1名につき719項目以上<sup>(注8)</sup>(最大は、直近前科歴5までである場合で、1,463項目)にのぼる情報を集積した元データシートを作成した。データシート作成の際に精査した前科歴総数は、表2のとおり、重大前科前歴518件、薬物前科39件、合計557件である。

表2 犯罪群別重大前科前歴総数

	総数	再犯	直近1	直近2	直近3	直近4	直近5	小計	薬物
総数	557	163	163	87	53	30	22	518	39
殺人	143	38	38	22	16	10	6	130	13
傷害・致死	189	50	50	28	22	13	11	174	15
放火	108	34	34	18	10	4	3	103	5
強わい・強姦	57	19	19	11	3	2	1	55	2
強盗	60	22	22	8	2	1	1	56	4

注 法務総合研究所の調査による。

## (2) 抽出データの主な内容

調査してデータシートに記載した事項は下記のとおりである(元データシートの詳細については、末尾添付の資料1データシートモデルを参照されたい。)

## ア 身上シート(主として生活環境等に関する61項目)

- ・人定事項(生年月日、性別、本籍、国籍)
- ・学歴(最終学歴、中退回数)
- ・職歴(再犯時職業、転職回数、直近職業1、2、3(再犯に近接している順))
- ・経済状態(生活保護受給、障害者年金受給の有無)
- ・居住関係(居住地、住居種別、転居回数、転居時期、同居者有無・数・続柄・稼働の有無・病弱の有無)
- ・暴力団関係の有無

## イ 前科歴シート(前科前歴等に関する256項目)

- ・前科関係(前科総数(総前科数、重大犯罪前科数、薬物前科数、実刑前科数、10年内の左記種別についての前科数))(罪種別前科総数(前記重大5罪種に加え、恐喝、逮捕監禁、器物損壊、暴行、脅迫、窃盗、詐欺、覚せい剤、ほか薬物犯罪、銃刀法、暴処法、その他犯罪、10年内の各犯罪前科数)、前歴関係(前科総数と同様の事項)、罪種別前歴総数(前科総数の場合と同様の事項)
- ・非行歴関係(前歴と同様の事項)
- ・通算前科歴関係(前科前歴非行歴通算)(前科・前歴と同様の事項)
- ・発病前前科歴関係(前科前歴と同様の項目)
- ・問題行動歴関係(前科前歴非行歴に顕在化していない粗暴行為、薬物使用等問題行動歴、初発時期、被害対象者)

(注8) この項目数は、整理番号と氏名・検察庁の保管のための番号等記録特定のための項目を除外した有効な情報項目を加算した数字である。

- ・問題飲酒癖関係（飲酒の上の粗暴傾向・有無，初発時期，被害対象者）
- ウ 再犯シート（再犯時及びその前後を中心とする169項目）
  - ・犯行態様関係（日時，場所，犯行制止者，主たる手口，凶器・道具使用の有無・内容，被害者数・性別・年齢，創傷部位・加療期間・入院有無，被害者と被疑者の関係）
  - ・犯行動機・異常性関係（被害者の挑発や刺激の有無，自殺企図の有無，妄想の有無・内容，幻覚の有無・内容，興奮状態の有無，その他動機・態様の異常性，日常行動における異常感覚・行動，犯行直前における飲酒・薬物使用状況，火に対する態度（放火のみ））
  - ・知能指数（判定方法・数値），知能障害種別
  - ・精神障害（種別）
  - ・鑑定結果・複数鑑定の内容の異同，詐病的・刑責免脱的言動の有無，鑑定人・医師の再犯可能性に対する言及の有無
  - ・責任能力の有無
  - ・刑事処分関係（処分種別・処分日・主文内容），身柄拘束の有無（鑑定留置含む）
  - ・不起訴の場合の通報の有無，入院種別，入院日，病院所在地
  - ・入院関係（再犯前までの精神病院入院回数，措置入院回数，前歴時の入院回数）
  - ・再犯時の治療関係（最終退院日，最終治療日）
  - ・退院後の保護協力者有無・種別
  - ・親族保護者等の処分及び今後の受入に関する希望
  - ・被害者・遺族の希望
- エ 直近重大前科歴1ないし5シート（直近前科時前後を中心とする186項目）
  - ・項目は，身上・再犯と同様
- オ 最終薬物前科シート（最終薬物前科を中心とする20項目）
  - ・犯行日，態様，判決宣告日，主文，薬物前科後の重大前科歴有無
- カ 治療歴シート（治療歴等を中心とする27項目）
  - ・発病年齢，初診年月日，通院入院歴，入院回数(再犯と直近前科1との間，直近1と2との間)，無断退院，通院定期性の有無
  - ・入院時の態度（医師，看護婦に対する態度）
  - ・通院時の態度（投薬に対して）
  - ・通算入院期間（月数）
  - ・平均入院期間（月数）

### (3) 抽出データの処理及び分析方法

#### ア 数値化データへの変換

上記のとおり抽出したデータにつき，数値による分類及び統計的な処理が可能なものについては，一定の分類基準を設けて数値に置き換え，犯罪群ごとの数値化データをエクセルで作成し，これを活用して分析を行った。

#### イ SPSS への導入

また，上記数値化データを統合・変換して SPSS ソフトに導入し，同ソフトを利用してクロス集計及び変数間の有為差の有無等の判定を行った。